

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可について (許可基準の考え方・新たな考慮すべき事項)

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

現行の基本指針では別々に記述されている有害鳥獣捕獲許可基準とその他の目的の捕獲許可基準を整理し、許可全般にわたる基本的な考え方を示した上で、捕獲目的別の基準全体を示すこととしたい。

(1) 目的別の許可の考え方

①学術研究を目的とする場合

②鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

③特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

④その他特別な事由の場合

1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

4) 愛がんのための飼養の目的

5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

6) 鵜飼漁業への利用

7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合など。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間、区域、捕獲方法、鳥獣の種類及び数、捕獲物の処理の方法、安全の確保・静穏の保持、周辺環境への配慮、猟具の見まわりなどについて付すものとする。

特に、人の生活環境と隣接した地域で捕獲が実施される場合は、住民の安全の確保を確実にする観点から条件を付すものとする。

(3) 許可権限の市町村長への委譲

都道府県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息数及び分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性、市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする市町村や権限委譲する種を限定した上で、地域の実情に応じて適切に市町村長に委譲され、円滑に制度の運営が図られるよう努めるものとする。

ただし、法第12条に基づき狩猟の禁止又は制限がなされている絶滅のおそれのある地域個体群に係る捕獲など、特に厳格な個体数管理が必要とされる鳥獣に係る市町村長への委

譲については、当該市町村における十分な体制の整備等に努めるものとする。

(4) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては原則として法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される手段（爆発物、劇薬、毒薬、据銃、陥穽の他、鋸歯のあるとらばさみ、開いた状態における内径の最大長が12センチメートル以上のとらばさみ、イノシシ又はオスジカ等の大型獣をつり上げて捕獲する構造を有するつり上げ式のくくりわな（獣体の一部を吊り上げるものも含む。）等の危険なわなを使用するもの。）は用いることはできないものとする。【従来通知において示されていた「危険なわな」を記述し周知を図るもの】ただし、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のある方法で、かつ、安全性の確保が可能なものであって、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

また、実施者に対し錯誤捕獲や事故、の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民及び行政機関等への周知を図らせるものとする。

また、網又はわなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

- ① 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所及び氏名等の記載した標識の装着等を行うものとする。
- ② わなの適切な設置及び管理、使用するわなの構造の制限について【WGにおいて検討中】

(5) 捕獲物又は採取物の処理等

錯誤捕獲個体は所有・活用はできないので、申請者等を適切に指導するものとする。

さらに、捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には、飼養登録の手続きが必要となる場合があるが、許可内容とその処理の方法が異なる場合は、法第9条第1項違反となる場合もあるので、申請者を十分指導するものとする。

(6) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲努力量等についての報告を求めるものとする。

(7) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

保護の必要性が高い種又は地域個体群についての捕獲等の許可権限を市町村長へ委譲する場合、生息数や生息密度の調査や放獣体制などの措置が適切に実施される体制を整備するもの。

2 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

① 基本的考え方

特定鳥獣保護管理計画の対象地域における、特定鳥獣（計画の対象鳥獣）の有害捕獲（予察捕獲を含む）に当たっては、原則として「特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整」を目的とする捕獲として取り扱うものとするが、有害鳥獣捕獲として捕獲する場合においても、特定計画における捕獲数等との整合を図るものとする。

② 捕獲許可基準の設定方針

1) 許可対象者

法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）に対する許可に当たっては、従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に網猟免許及びわな猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められるものとして構造改革特区の特定事業「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」に認定された場合は、従事者に網猟免許及びわな猟免許を受けていない者を含むことができるものとする。この場合、網猟免許及びわな猟免許を受けていない者は、網猟免許及びわな免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。

2) 鳥獣の種類・数

有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし特定鳥獣保護管理計画対象種については、原則「個体数調整の目的」の捕獲とし、緊急時のみ有害鳥獣捕獲対象とする。

3) 区域

慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、被害防除対策及び生息環境の改善等の重点的な実施及び、休猟区での狩猟に関する特例制度の活用や休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。

